

平成 30 年 10 月 30 日

平成 31 年度からの解体工事及び
とび・土工・コンクリート工事の取扱い等について

美唄市総務部契約管財課

解体工事業に係る建設業法の許可の経過措置が、平成 31 年 5 月 31 日で終了することに
伴い、平成 31 年度以降の入札参加資格の「解体工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」
の取扱いについて次のとおりとしますので、お知らせいたします。

1. 入札参加資格登録業種

(1) 解体工事

美唄市の競争入札参加資格の登録業種に「解体」は設けません。「土木」又は「建築」で
の登録となります。

(2) とび・土工・コンクリート工事

「とび・土工・コンクリート」工種については、これまで申出書の提出により「土木（と
び・土工）」又は「建築（とび・土工）」として登録していましたが、申出書を廃止し、「土木」
又は「建築」として登録します。

※ 「解体」及び「とび・土工・コンクリート」工事としての発注はありません。「土木」又
は「建築」工事として発注します。

2. 登録業種と建設業許可

「解体」及び「とび・土工・コンクリート」については、「土木」又は「建築」として登録し
ます。「土木」又は「建築」の登録に対応する建設業許可は次のとおりです。

登録業種	左の業種に対応する建設業の許可
土木	土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業
建築	建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業

※各業種に対応する建設業許可のうち、いずれか一つの許可があれば登録可能です。

3. 資格要件

次の（１）～（３）までのいずれにも該当することを要件とします。

- （１）資格審査の基準日において、希望する業種に対応する建設業許可のうち、いずれかを
有し、かつ、その許可を受けてから引き続き 2 年（市内業者の場合は 1 年）以上、その
事業を営んでいること。
- （２）希望する業種に対応する建設業の許可について、経営事項審査の総合評価値（P）の
通知を受けており、かつ、資格審査の基準日において有効なものであること。

- (3) (2) の経営事項審査の審査基準日（＝決算日）の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、希望する業種に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について完成工事高を有していること。

4. 格付方法について

格付に係る客観的要素は、建設業法に規定する経営事項審査の結果通知における総合評定値（P）を、客観的要素の評定数値としていますが、「土木」又は「建築」の登録にあたり、対応する建設業許可が複数ある場合は、総合評定値（P）を次のとおり再計算した値とします。

- (1) 完成工事高に係る評点（X1）は、各工種に対応する建設業許可業種の完成工事高の合計により再算定した評点とする。
- (2) 元請完成工事高及び技術職員数に係る評点（Z）は、各工種に対応する建設業許可業種のうち、最も高い評点とする。